

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B鉱山における資格取得日に係る記録を昭和33年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月1日から同年7月1日まで
社会保険事務所の記録では、A社B鉱山での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和33年7月1日となっているが、同事業所では、同年2月1日から坑内員として働いていた。

社会保険事務所の記録が間違っていると思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年2月1日からA社B鉱山において坑内作業に従事し、入社時から厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険事務所の保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、同年7月1日が申立人の同保険被保険者資格の取得日として記載されている。

しかしながら、申立人はA社B鉱山への入社経緯について、「同事業所入社前はC社で働いていたが、塩田の設備が入浜式から流下式に変わることによる人員削減のため、昭和32年12月31日付けで同社を退職し、A社B鉱山で坑内員として働いていた従兄弟の紹介で、直ぐに、同事業所に坑内員として雇用してもらえることが決まり、33年2月1日から働くことになった。」と主張しているところ、D社が出版している「C社の沿革史」によれば、「31年11月に入浜式から流下式転換に着手し、33年1月には入浜塩田は全操業が終止した。」との記述があり、申立人のC社を退職することとなった経緯及び申立人の同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年1月1日となっていることとも符合している上、申立人のA社B鉱山で働くようにな

った経緯についての事実経過の説明は具体性があり、信憑性^{びよう}も認められる。

また、A社B鉱山で社会保険事務担当者であった同僚は、「申立人は、坑内員であった申立人の従兄弟の紹介で入社してきた。申立人が働き始めて直ぐに、申立人の父親が鉱山での寮生活を見学に来たが、寒い時期であり、E県出身の申立人の父親が『つらら』を見て驚いていたことを覚えていることから、申立人は正月明けくらいから働いていたと思う。」と供述していることを併せて判断すると、申立人は、昭和33年2月1日から同事業所に勤務していたと認めることができる。

さらに、A社B鉱山の上記同僚は、「同事業所では見習期間は無く、職種に関係無く全員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、同事業所で勤務していた同僚で供述の得られた7人のうち、坑内員として働いていたと供述している3人、一般事務担当者であったと供述している1人及び賄いとして働いていたと供述している1人は、それぞれ、「入社と同時に厚生年金保険に加入している。」と供述している上、申立人の妻は、「私は、申立人と結婚後、同事業所で働くようになった。」と供述しているところ、申立人の戸籍謄本の記録から、申立人はその妻と昭和36年4月*日に婚姻しており、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の妻が同年4月16日に同事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A社B鉱山では、職種に関係無く、従業員を入社日から厚生年金保険に加入させていたと認められ、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社B鉱山の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の昭和33年7月の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B鉱山は、昭和37年10月31日に適用事業所に該当しなくなっている上、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された住所では法人登記が確認できないことから、申立期間当時の事業主及び役員から供述を得ることができず、このほか上記義務を履行したか否かを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否については、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から42年2月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について、保険料納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

私は、会社を辞めた後、A町役場で国民年金の加入手続をした。申立期間当時の国民年金保険料は、母と一緒に婦人会を通じて納付しており、保険料の月額が100円くらいだったこと、納付後、国民年金手帳に印紙を貼ってくれたことを覚えているので、国民年金の被保険者として申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、毎月、婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、社会保険庁が管理するオンライン記録及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和43年6月1日付けで国民年金被保険者資格を取得し、50年12月24日に、43年6月から44年3月までの国民年金保険料を特例納付した記録が確認できることから、少なくとも50年12月24日時点では、申立期間は未加入期間であり、特例納付できなかったものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金受付処理簿から、昭和44年6月ごろに払い出されていることが確認できるところ、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、申立人の申立

期間における国民年金保険料の納付方法についての記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立期間当時の納付方法についての申立人の主張と、申立期間当時の納付組織に属する近隣の住民二人の供述内容には相違点がみられるなど、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から49年3月まで

昭和42年9月に私の退職と夫の起業を契機に、A市役所で国民健康保険と国民年金に同時に加入し、保険料も集金担当者による集金又は銀行窓口へ納付書を持参することにより納付していた。厚生年金保険を脱退すると、将来の年金受給額が少なくなることは分かっていたし、国民年金保険料を納めているはずなのに、社会保険庁の記録は未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申立人夫婦の国民年金の加入手続を国民健康保険の加入手続と同時に行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民健康保険被保険者資格取得日は相違するなど、申立人の申立期間当時の加入手続に関する記憶は曖昧である上、申立人の夫も申立期間については未納となっている。

また、申立人夫婦が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和50年2月の時点では、申立期間のうち42年9月から47年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）は無く、申立人の主張どおり、申立期間当時、A市の国民年金保険料の収納方法として納付組織による集金が行われていたことは確認できるものの、申立期間当時の近隣の住人は、「申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付したかどうかは分からない。」と供述するなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 49 年 3 月まで

昭和 42 年 9 月に私の起業と妻の退職を契機に、A 市役所で国民健康保険と国民年金に同時に加入し、保険料も集金担当者による集金又は銀行窓口へ納付書を持参することにより納付していた。厚生年金保険を脱退すると、将来の年金受給額が少なくなることは分かっていたし、国民年金保険料を納めているはずなのに、社会保険庁の記録は未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、申立期間に係る申立人夫婦の国民年金の加入手続を国民健康保険の加入手続と同時に行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民健康保険被保険者資格取得日は相違するなど、申立人の申立期間当時の加入手続に関する記憶は曖昧である上、申立人の妻も申立期間については未納となっている。

また、申立人夫婦が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた昭和 50 年 2 月の時点では、申立期間のうち 42 年 9 月から 47 年 12 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）は無く、申立人の主張どおり、申立期間当時、A 市の国民年金保険料の収納方法として納付組織による集金が行われていたことは確認できるものの、申立期間当時の近隣の住人は、「申立人が申立期間当時、国民年金保険料を納付したかどうかは分からない。」と供述するなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる

周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年7月まで

国民年金納付記録の照会の結果、申立期間について未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

昭和48年ごろにA市B区Cから同市D区Eに転居した。転居して間もないころ、D区役所の広報車が、「20歳以上の人は、国民年金を納めてください。」と言いながら巡回しているのを聞き、すぐに同区役所へ行き、国民年金に加入した。

その後、昭和51年7月ころまでD区に住んでいたが、国民年金保険料は、同区役所窓口で封筒くらいの大きさの納付書を添えて納付していた。保険料額は、初めは1か月当たり500円だったかもしれないが、最後は1,000円ちょうどになっていた。国民年金保険料以外に区役所で現金を納付するようなことは無かったので、はっきりと覚えている。

第3 委員会の判断の理由

A市においては、申立期間当時、区役所で国民年金保険料を収納していたことが確認でき、申立人の記憶する納付書の形式も、申立期間中の昭和50年4月から使用されていたものとおおむね符合する。

しかしながら、申立人は、A市D区に転入後、国民年金への加入手続きをしたと主張しているところ、昭和47年10月に同区に転入したことは確認できるが、同年10月から48年3月までの同区における国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人が当該期間中に国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できず、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人は任意加入対象者であったことから、申立人

の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 52 年 3 月の時点では、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年8月までの期間及び同年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月から47年8月まで
② 昭和47年10月から48年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について納付事実が確認できないとの回答を受けたが、納付できない。

昭和45年2月ころに県外からA市に転居し、叔母に資金援助を受け旅館を経営していた。46年7月に生活の自^{めど}処がついたので、A市への転入届を提出し、子供を引き取るため国民健康保険の加入手続をした際に、隣の窓口で国民年金の加入手続をするよう言われ、加入手続をした。それ以降、納付書が郵便で届き、市役所窓口で納付していた。

支払いが数か月遅れ、まとめて納付したことはあるが、20か月も納付しないということはありません。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年7月に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間に係る国民年金保険料を過年度納付することが可能であったが、当該保険料について過年度納付をしたことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間当時における納付方法について、申立人はすべての期間、納付書により納付したとしているが、申立期間の当初における国民年金保険料の取扱いが印紙納付方式であったことから、申立内容と符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保

険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 341

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成元年 12 月まで

申立期間には、A社で勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を社会保険事務所からもらった。

社会保険事務所の回答が正しいのであれば、従業員 100 人以上の会社で厚生年金保険に入っている人と入っていない人がいるということは、行政指導がなされていなかったのではないか。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人がA社において勤務していたことは推認できる。

しかし、同僚の供述から、申立期間当時、A社の社会保険事務担当者であったと思われる同僚から提出された、昭和 63 年 8 月 8 日及び平成元年 8 月 7 日に社会保険事務所が受理していることが確認できる「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の控え及び厚生年金保険と雇用保険の被保険者が記載された書面のいずれにも申立人の氏名が記載されていないことから、同社は、申立人を健康保険厚生年金保険被保険者として社会保険事務所に届け出ていないことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人の上司であった同僚は、「申立期間当時、A社においては、すべての従業員が正社員という扱いではなく、アルバイトのような扱いで、厚生年金保険の被保険者として届け出ていない者もいた。」と供述しているところ、申立人が申立期間当時の先輩として記憶している同僚及び同期入社であったと記憶している同僚の二人についても、同社及び同

社の関連会社における健康保険厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、A社の事業主が経営していたB社において勤務していた同僚は、「私は、B社の火災の後、A社に勤務していたが、申立期間当時、同社では、試用期間を設け、入社後、しばらくしてから厚生年金保険に加入させていた。」と供述しているところ、昭和63年5月に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚二人は、それぞれ、「私は62年10月から勤務しているが、被保険者資格を取得したのは63年に入ってからである。」、「同社では10か月勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間は、10か月よりも短い。」と供述している。

これらを併せて判断すると、A社においては、厚生年金保険の被保険者資格の取得手続に関して、入社後、一定期間の試用期間を経た後であっても、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険の被保険者として届出ていなかったものと推認できる。

加えて、申立期間当時、申立人の上司であった前述の同僚は、申立期間当時の申立人の給与について、「基本給の20万円に諸経費及び歩合給であったと思うが、厚生年金保険料の控除については分からない。」と供述し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び厚生年金保険と雇用保険の被保険者が記載された書面を提出した同僚も、「申立人のことは知らないし、提出した書類以外に残っているものは無いので、申立人の給与については分からない。」と供述している上、法務局が管理するA社の法人登記簿は閉鎖されていないことが確認できるものの、同登記簿上の取締役のうち供述の得られた者は、「申立期間当時は、Cにおいて、同社の系列会社で勤務しており、同社の業務に関与していなかった。」と供述していることから、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の取扱いに関する資料及び供述を得ることができない。

その上、社会保険庁の管理する記録において、申立期間及び申立期間前後の昭和62年2月2日から平成4年4月1日までの期間に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が無いことから、同社における申立人の記録が失われたとは考え難い。

また、雇用保険の被保険者記録においても、A社における申立人の被保険者記録は確認できない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 7 月 1 日から 63 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 7 月 1 日に A 社に入社し（就業時間は、入社当初は 9 時から 18 時まで、翌年 3 月からの早番勤務は 8 時から 17 時まで、遅番勤務は 11 時から 20 時まで）、63 年 6 月 30 日まで勤務していた。健康保険被保険者証は、入社してから 1 か月後ぐらいにもらったことを憶えており、入社日から厚生年金保険被保険者だったと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、同社に在籍していたことが確認できる複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人の社会保険庁が管理するオンライン記録による国民年金加入記録及び B 市から提出のあった国民健康保険加入記録は、両記録とも昭和 61 年 6 月 16 日に資格取得し、A 社での健康保険厚生年金保険被保険者資格取得日である 63 年 3 月 1 日に資格喪失したとされており、当該期間に係る国民年金保険料については、申請免除となっていることが確認できる。

また、申立期間当時から現在まで A 社に勤務している事務担当者は、「申立期間当時において、当社では、従業員の入れ替わりが激しかったので、通常 6 か月の試用期間を設け、早番遅番の勤務形態になれば正社員に登用して社会保険に加入させていた。」と供述しており、他の同僚も、「同社に臨時従業員として入社し、試用期間と思われる約 6 か月を経過した後には正社員となり、健康保険厚生年金保険の加入手続をしてくれた。」と供述している。

さらに、A 社が保管している申立人に係る昭和 62 年分所得税源泉徴収簿に

において、「S62.9.16 入社（雑給計上）」と記載されていること等について、同社の事務担当者は、「臨時雇用従業員に支払われる給料の経理科目を「雑給」として計上していた。」と供述していること、及び給料が62年9月から同年12月まで支払われていることが確認できるところ、当該期間の社会保険料の控除額欄はすべて「0」と記載されていることから、申立人は同年9月16日に臨時雇用従業員として入社したものの、少なくとも同年12月までは健康保険厚生年金保険の保険料は控除されていなかったことが確認できるとともに、63年1月から同年3月までについても、事務担当者の供述からすると健康保険厚生年金保険料は控除されていなかったことが推認できる。

加えて、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格確認標準報酬月額決定通知書、健康保険被扶養者(異動)届及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書には、いずれも申立人が昭和63年3月1日に資格取得した旨の記載があり、かつ、同社における健康保険被保険者証の整理番号は、申立人に付された番号までの間に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年ころから 50 年ころまで

自分の年金記録について社会保険庁へ照会したところ、A社での厚生年金保険の加入記録が無いとの回答があった。

厚生年金保険被保険者証は見当たらず、健康保険証に係る記憶も無いが、申立期間当時、A社で運送業務の助手として約5年間勤務していたことは事実であり、厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する昭和 45 年ころから 50 年ころまでの約 5 年間に、申立人がA社で勤務していたことを、確認あるいはうかがわせる事情は無いものの、当該事業所が保管する申立期間当時の従業員名簿（以下「従業員名簿」という。）に、申立人の雇入年月日は 44 年 6 月 23 日、雇用保険の被保険者資格取得日は同年 7 月 7 日、退職年月日は同年 10 月 27 日と記録されている上、当該記載内容が雇用保険の記録と整合することから、申立人は同年 6 月 23 日から同年 10 月 27 日までの期間、当該事業所で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、従業員名簿では申立人がA社において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

また、A社の現在の担当取締役（昭和 40 年*月*日付けで取締役に就任。以下「担当取締役」という。）は、昭和 40 年代ころの当該事業所の従業員の処遇について、「当時の従業員は入社しても 2 か月未満の短期間で辞める者が多かったため、3 か月から 4 か月程度は様子を見てから社会保険に加入させていた。」旨の供述をしており、従業員名簿において、当該事業所に 44 年 2 月 3 日から同年 7 月 29 日までの期間に申立人と同じ職種（助手）で雇用さ

れたこととなっている同僚であって、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において 50 年 12 月までに厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 8 人のうち 7 人は、当該事業所に雇用された日から同資格を取得するまでに 3 か月以上を要している（うち、4 人は 4 か月以上を要している）こと、従業員名簿において、44 年 2 月 3 日から同年 7 月 29 日までの期間に当該事業所に雇用されたこととなっている同僚 52 人のうち 5 か月以内に当該事業所を退職したこととなっている申立人を含む 8 人全員について、同原票で 50 年 12 月までに厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できないことから判断すると、担当取締役の供述どおり、申立期間を含む 40 年代ころ、当該事業所には、正社員として採用した者を入社後 4 か月程度の試用期間を経て健康保険及び厚生年金保険に加入させるといった処遇が存在していたことが確認でき、従業員名簿では、申立人が当該事業所で雇用されていた期間は 44 年 6 月 23 日から同年 10 月 27 日までの約 4 か月間となっていることを踏まえると、申立人は、当該事業所が申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得届出を行う前に退職したことがうかがえる。

なお、担当取締役は「昭和 40 年代ころの従業員の中には、給与の手取額を多くするために社会保険への加入（保険料の源泉控除）を拒む者がいた。」旨の供述をしているが、従業員名簿では 44 年 2 月 3 日から同年 7 月 29 日までの期間に A 社に雇用されたこととなっている 52 人のうち、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で厚生年金保険被保険者としての記録が確認できる 22 人、及び従業員名簿上で入社から 5 か月以内であって、事業主が厚生年金保険被保険者資格取得の手続を行う前に当該事業所を退職したと考えられる 8 人を除く残りの 22 人については、入社から 50 年 12 月までの期間に厚生年金保険被保険者であったことが確認できないことから、申立期間を含む昭和 40 年代ころ、当該事業所には、担当取締役の供述どおりの処遇が一部存在していたこともうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険被保険者番号の欠番が見られないことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。